

II—2

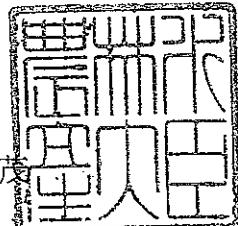
今後の家畜防疫体制の強化



平成20年9月25日
20消安第6955号

食料・農業・農村審議会長 林 良博 殿

農林水産大臣 石破 勝



家畜伝染病予防法施行令の改正及び高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針の変更について（諮問）

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第2条第3項及び第3条の2第3項の規定に基づき、下記の事項について貴審議会の意見を求める。

記

1 法第2条第3項の規定に基づく家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号）第1条の改正について

高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、きじ、だちょう及びほろほろ鳥を追加すること。

2 法第3条の2第3項の規定に基づく高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成16年11月18日農林水産大臣公表）における次の事項の変更について

- (1) 対象家きんとして、きじ、だちょう及びほろほろ鳥を追加すること。
- (2) 定点モニタリングを1家畜保健衛生所あたり1農場から3農場に拡大すること。
- (3) 清浄性確認検査は、発生状況検査から10日以上経過し、かつ防疫措置の完了した時点から実施できるものとすること。
- (4) 搬出制限区域は、清浄性確認検査の結果が陰性の場合には、動物衛生課と協議の上、半径5kmまで縮小することができるものとすること。
- (5) 自家用家きん飼養農場（学校の飼育舎等の場所で自家用に供される家きんを飼養するものであり、他の農場との間に家きん等の出入りがないなど疫学的な関連がなく本病の病原体をまん延するおそれがないと家畜防疫員が認めたもの。）における発生の場合は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域を半径5kmとすることができまするものとすること。また、清浄性確認検査の結果が陰性の場合には、半径1kmまで縮小することができるものとすること。

II—2
(1)

家畜伝染病予防法施行令改正

家畜伝染病予防法施行令改正の趣旨及び概要について

平成20年9月
農林水産省

I 背景

高病原性鳥インフルエンザについては、全世界的にその発生が拡大しており、特に本年4月に韓国において全国的に流行するなど、周辺国において発生が拡大している。このような中、高病原性鳥インフルエンザウイルスが渡り鳥によって国内に持ち込まれ、我が国において野鳥を介して高病原性鳥インフルエンザが発生するリスクはかつてなく高まっている。

国内においても、平成16年に、79年ぶりに発生して以降、高病原性鳥インフルエンザの発生が相次いでおり、高病原性鳥インフルエンザについて、早急に防疫体制を構築することにより、迅速に当該疾病のまん延を防止することが喫緊の課題となっている。

II 改正の概要

こうした状況を踏まえて、高病原性鳥インフルエンザの対象家畜とされている鶏、あひる、うずら及び七面鳥と共に感受性を有し、ひとたび高病原性鳥インフルエンザが発生したときには基幹家畜にまで被害を及ぼしかねない、きじ、だちよう及びほろほろ鳥を家畜伝染病予防法施行令第1条の高病原性鳥インフルエンザの対象家畜に追加し、万が一我が国において発生した場合には家畜伝染病予防法に基づく殺処分命令等、所要の防疫措置を講ずることができるようとする。

高病原性鳥インフルエンザについて

1. 高病原性鳥インフルエンザの概要

- (1) 高病原性鳥インフルエンザとは、全身症状を伴う家きんの急性伝染病であり、高病原性鳥インフルエンザが感染した場合は、急性の経過をとり、ほぼ100%死に至る。また、主な症状としては、神経症状（首曲がり、沈うつ等）、呼吸器症状がある。
- (2) 高病原性鳥インフルエンザの病原体は、H5、H7亜型等のA型インフルエンザウイルスであり、高い伝染性を持ち、感染鳥との接触（糞、羽、毛との接触を含む）等によって感染する。感染鳥との密接な接触により、まれに人への感染被害（海外）があるが、ウイルス変異等によってヒトからヒトへの感染性を有する新型ウイルスになることが懸念されており、鳥段階で封じ込めることが喫緊の課題。
- (3) 鳥インフルエンザウイルスに対しては、鳥種一般が感受性を有しており、世界各地においてさまざまな鳥種からウイルスが検出されている。きじについては、パキスタンで発生し、その後、他の農場にまん延し、甚大な被害が生じた事例がある（2007年）。また、だちょう、ほろほろ鳥についても、イタリアで発生し、だちょうが387羽、ほろほろ鳥が25万羽殺処分された事例がある（1999～2000年）。

2. 高病原性鳥インフルエンザに対する対応

- (1) 本病を罹患した場合、多くが急性の経過をとるため有効な治療法はない。また、本病の現行のワクチンは、発症は防げるが、感染を完全に防御することはできないとされており、無計画なワクチンの使用は、本病の発生を見逃すおそれがあることから、我が国ではワクチンの予防的使用は認めていない。
- (2) このため、我が国の本病の防疫では、早期の発見と迅速な殺処分により、短時間のうちにまん延を防止することが最も効果的な方法であり、家畜伝染病予防法に基づき、モニタリングが実施されている。

【高病原性鳥インフルエンザによる鶏の大量死】

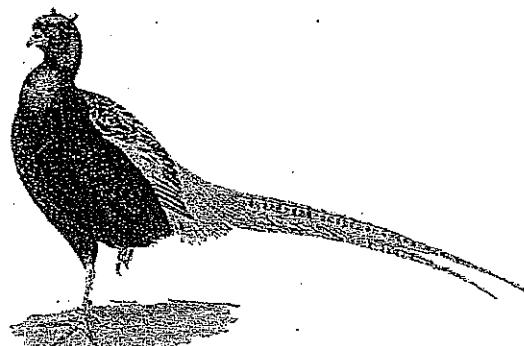


きじ、だちょう及びほろほろ鳥について

[鶲鷄目 きじ科]

き
じ

Phasianus versicolor Vieillot

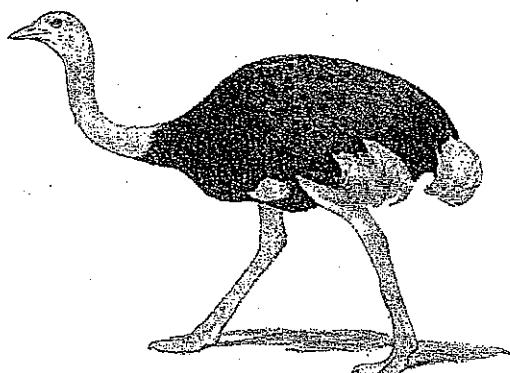


雄は光った帶緑黒色の美しい羽色と、長い尾羽をもつ。大きな（翼長 230 mm）立派な鳥だが、雌は全く異り、地味で、全身淡黄褐色に一面に黒斑がある。尾も雄よりずっと短い。日本特有の種類で本州・四国・九州だけにしかいない。緑木林・原野・畠などに多様し、勇ましい声で、ケンケンと鳴き、高い羽音と共に飛び立つので銃獵の興味も深く、また肉の味も優れているので猟鳥として最も良い。狩猟家に獲獲される数は年々 40~50 万羽に及ぶ。繁殖期は 4~7 月で、巣の中の地上の凹みに少許の枯草を敷き、淡褐色無斑の卵 10 個内外をうむ。地方により羽色に多少の差異があるので、吉じ・きたきじ・きゅうしゅうきじ・しまきじの 4 亜種を区別する。

[走鳥目 だちょう科]

だ
ち
よ
う

Struthio camelus Linnaeus



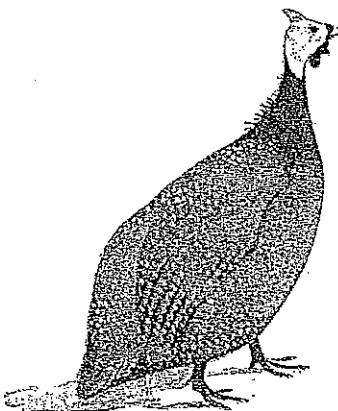
アフリカ・アラビアの砂漠や草原に群棲する。鳥類中最大の種類で、背の高さ 2.5 m に及ぶ。翼は柔かでよく短く、全く飛ぶ力はないが、脚は長大で強い。走る時には長い頸を直立させ、小さい翼を帆のようにひろげて飛ぶように走る。趾の数は鳥類中最も少く、僅かに 2 本、それは第 3 趾と第 4 趾とが残存したものである。雌雄羽色を異にし、雄の主色は黒色だが雌では灰色である。頭顎部は裸出し肉色を呈する。食餌はおもに草の葉・木の実等をとるが、その他小形鳥獣類・爬虫類・昆虫等をも食する。だちょうは羽毛が装飾用として需要が多いため羽毛・皮(鞣して用いる)・肉等をとるために養殖される。その他動物園に多く飼育される。

ほろほろちょう

Numida galeata Pallas

この種類は近頃減少したが、もとは我国にも多く飼われていた。家禽としてはやや小形の丸い感じの鳥で、体には美しい小紋のような斑紋がある。頭上には鳥帽子型の角状の突起を有し、頬の一部の裸出部と肉垂は赤色である。肉も卵もたいへんに良い味をもっているが、繁殖率は悪く、産卵数も少ないので実用的よりはむしろ愛玩用の家禽である。この鳥はアフリカの西部の原産で、ギリシャ・ローマ時代から飼養され、家禽としても古い起源のものだが、実用的でないため一時廃れ、現在の品種は近代に至って再び家禽化されたものといわれる。やや荒い鳥で飛翔力も強い。図示のものは全く野生種と同様の羽色であるが、この外に青色や白色の品種がある。

[鶲鷄目 きじ科]



出典：「原色動物大圖鑑 I (脊椎動物哺乳綱・鳥綱・爬虫綱・両生綱)」(北隆館。昭和56年)

家きんの飼養実態の比較(平成18年度)

	七面鳥	きじ	だちよう	ほろほろ鳥
飼養戸数(戸)	198	179	267	40
飼養羽数(羽)(A)	4,157	81,097	5,139	19,442
平均飼養羽数(羽/戸)	21.0	453.1	19.2	486.1
単価(円)(B)	8,729	4,295	51,070	2,749
年間生産額(A×B)	3.6千万円	3.5億円	2.6億円	5.3千万円
飼養地域	全国的(31県)	全国的(36県)	全国的(36県)	19県 (岩手県及び茨城県に集中)
飼養目的	食用(肉)	食用(肉)・放鳥用	食用(肉)・皮革用	食用(肉)
卵の用途	種卵用	種卵用	種卵用	種卵用
飼養形態	屋内飼育	屋外飼育	屋外飼育	屋内飼育
基幹的家畜に伝播するリスク	飼料、資材が同一 飼養の処理方法、業者が同一	飼料、資材が同一 飼養の処理方法、業者が同一	飼料、資材が同一 飼養の処理方法、業者が同一	飼料、資材が同一 飼養の処理方法、業者が同一

出典：農林水産省「畜産関係資料」(生産局畜産部畜産振興課調べ)、(社)中央畜産会「畜産改良関係資料」

だちよう、きじ及びほろほろ鳥における高病原性鳥インフルエンザの発生事例

平成20年8月現在

種類	発生年月	発生国名	亜型	備考
だちよう	平成11年12月	イタリア北部	H7N1	鶏、あひる、きじ、ほろほろ鳥を含め、413農家で発生があり、1300万羽以上が殺処分された。
	平成16年8月	南アフリカ	H5N2	約1万4000羽のだちようが殺処分された。
	平成18年6月	南アフリカ南部	H5N2	鶏を含め、約7000羽が殺処分された。
きじ	平成11年12月	イタリア北部	H7N1	鶏、あひる、だちよう、ほろほろ鳥を含め、413農家で発生があり、1300万羽以上が殺処分された。
	平成19年2月	パキスタン	H5N1	あひる、ケジャク、ハトを含め、約200羽が殺処分された。
	平成11年12月	イタリア北部	H7N1	鶏、あひる、だちよう、きじを含め、413農家で発生があり、1300万羽以上が殺処分された。
ほろほろ鳥	平成18年5月	デンマーク	H5N1	鶏、あひる、がちよう、クジャクを含め、約100羽が殺処分された。
	平成19年2月	クウェート	H5N1	鶏、あひる、がちよう、ハトを含め、約3500羽が殺処分された。
	平成20年4月	ロシア	H5N1	鶏、あひるを含め、42羽が殺処分された。
	平成20年7月	ナイジェリア	H5N1	鶏、あひるを含め、約4000羽が殺処分された。

注)これら的事例はすべて強毒タイプのウイルスによるものである。

出典: OIE「World Animal Health」、OIE「World Animal Health Information Database」、Acta Tropica 平成14年第83巻

II — 2
(2)

監視体制の強化

監視体制の強化について

現 行

定点モニタリング

目的：早期発見・早期報告
対象：1家保あたり1農場
頻度：月に1回
内容：臨床症状の確認、1農場あたり10羽以上のウイルス分離、抗体検査

強化モニタリング

目的：弱毒タイプの早期発見・早期報告
対象：1000羽以上の全採卵鶏農場
頻度：年に1回
内容：臨床症状の確認、1農場あたり10羽以上の抗体検査

報告徴求

目的：早期発見・早期報告
対象：1000羽以上の家きん飼養農場
頻度：月に1回
内容：死亡や異常にについて報告

変更案

定点モニタリング

目的：早期発見・早期報告
対象：1家保あたり3農場
頻度：月に1回
内容：臨床症状の確認、1農場あたり10羽以上のウイルス分離、抗体検査

強化モニタリング

目的：弱毒タイプの早期発見・早期報告
対象：100羽以上の家きん農場より統計学的に無作為抽出(例：最大約30戸/県)
頻度：年に1回
内容：臨床症状の確認、1農場あたり10羽以上の抗体検査

報告徴求

目的：早期発見・早期報告
対象：100羽以上の家きん飼養農場
頻度：月に1回
内容：死亡や異常にについて報告

①-1 定点モニタリング体制の見直し

今般、わが国における野鳥での発生や韓国の事例でアヒルの感染等が本病拡大の要因になったこと等を踏まえ、各地域における監視体制の強化を図ることとし、以下のとおり定点モニタリング体制の見直しを行う。

1 現在のモニタリング方法（指針及び留意事項）

・検査目的

清浄なわが国への本病の侵入及び拡大を常に監視し、早期に摘発すること

・検査対象

- ① 農場抽出 1家畜保健衛生所（全国で173ヶ所）あたり1農場
- ② 農場内抽出 1農場当たり10羽（6週齢以上）

・検査対象抽出方法

農場抽出については、主に家保が、管内の家きんの飼養状況等から、本病の発生又は拡大の捕捉に効果的である農場を自ら選定。農場内抽出は無作為抽出。

・検査時期

原則として毎月1回

・検査材料及び検査方法

気管スワブ及びクロアカスワブ：ウイルス分離検査

血清：血清抗体検査

- ・A型インフルエンザウイルスを疑うウイルスが分離された場合の取扱い
家畜保健衛生所は、病性鑑定等に用いた材料（気管スワブ、尿膜腔液等）を動物衛生研究所に送付し、動物衛生研究所において、A型インフルエンザウイルスの同定及びウイルスの性状判定を行う。



2 変更事項

・検査対象

- ① 農場抽出 1家畜保健衛生所（全国で173ヶ所）あたり3農場

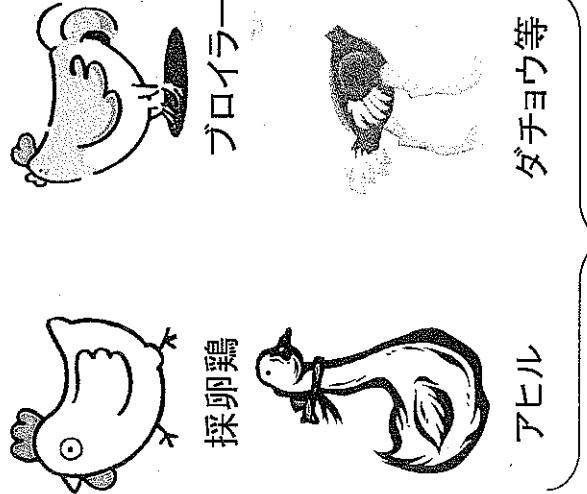
・検査対象抽出方法

農場抽出については、原則として①疫学関連の異なる採卵鶏、ブロイラー、アヒル等その他の家きんの3畜種について、②感染リスク（飼養形態、共同利用施設の有無等）に基づき、各畜種毎に1農場を選定

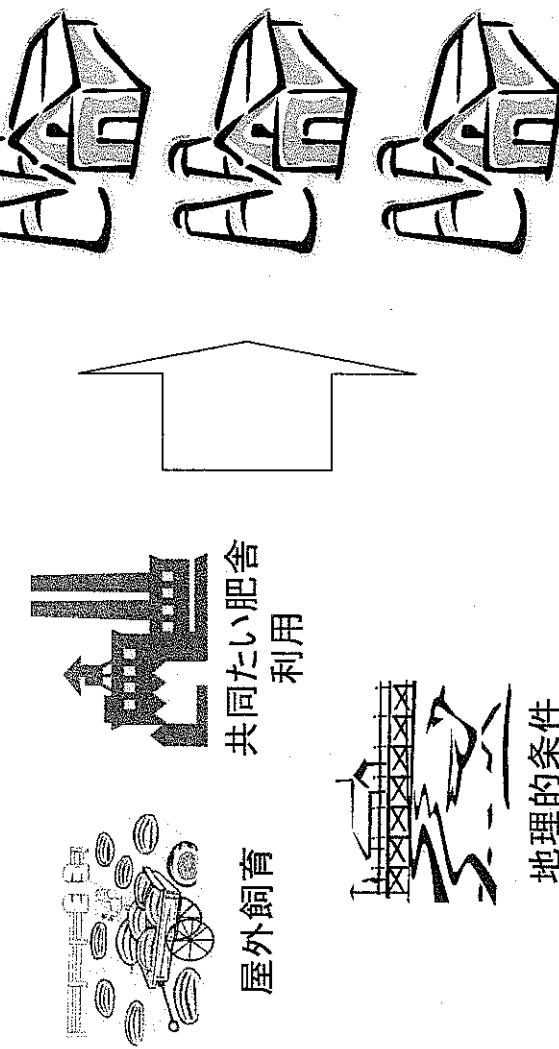
定点モニタリングの見直しの考え方

- 清浄なわが国への本病の侵入及び拡大を常に監視し、早期に摘発することを目的
- 現在、全国を173観測地域（家保）に分け、それぞれ1農場についてモニタリングを実施
- 今般の我が国における野鳥での発生等を踏まえ、各地域（家保）での対象農場を3農場に増やすこと（指針）及び疫学関連が異なる畜種（採卵鶏、ブロイラー、アヒル等）について屋外飼育や共同たい肥舎の利用等を行う感染リスクの高い農場を対象に選定すること（留意事項）で監視体制を強化する。

各家保管内の家きんの飼養実態に応じ、疫学関連の異なる畜種を選定



選定鳥種の中で飼養形態等から感染リスクを考慮し、対象農場を選定



飼養実態に応じてその他家きん等 管内で効果的・効率的にモニタリングが行えるよう3農場を選定として括ることも可能

①-2 強化モニタリング体制の見直し

わが国における野鳥での発生や韓国の事例でアヒルの感染等が本病拡大の要因になったこと等を踏まえ以下のとおり見直し、定点モニタリングと同様、小規模を含めた全ての家きん飼養農場に対象を拡大するとともに、検査を効率的、効果的に行うため、各県で対象農場（最大約30農場）を無作為に抽出する。

1 現在のモニタリング方法（局長通知）

・検査目的

報告徵求及び定点モニタリングを補完し、症状のあらわれにくい低病原性鳥インフルエンザも確実に補足すること

・検査対象

都道府県内のすべての採卵鶏農場（飼養羽数1,000羽以上の農場）

農場内抽出 各農場10羽（6週齢以上）

・検査対象抽出方法

1,000羽以上を飼養する採卵鶏農場のみを悉皆調査。農場内抽出は無作為抽出。

・検査時期

年に1回以上

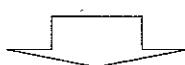
・検査材料及び検査方法

臨床検査

血清：血清抗体検査

・血清抗体検査で陽性例が確認された場合

当該農場について、直ちにウイルス分離検査を実施



2 変更事項

・検査対象

都道府県ごとに100羽以上（ダチョウは10羽以上）の家きんを飼養するすべての農場について、飼養羽数の階層別に無作為で抽出された最大約30戸の農場

なお、選定（抽出）農場数が多いため、畜種別の按分は不要であると考えられる。

・検査対象抽出方法

(1) 都道府県内の100羽以上（ダチョウ10羽以上）のすべての家きんの飼養農場数から、95%の信頼度で、10%の感染を摘発できる検査対象農場数（最大約30戸）を算出する。

(2) 県内の全農場を①100羽（ダチョウは10羽）以上1,000羽未満、②1,000羽以上10,000羽未満、③10,000羽以上の3グループに分類し、(1)の検査対象農場数を①～③の戸数割合で按分して各グループから無作為に抽出（階層別無作為抽出）。

強化モニタリングのイメージ

見直しの概要

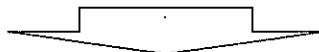
- ① 強化モニタリングは、報告徵求及び定点モニタリングを補完し、症状の表れにくい低病原性のものを捕捉する。
- ② このため、従来の採卵鶏に限らず、小規模も含めた全ての家きん農場に対象を拡大。一方、効率的・効果的な検査を行うため、各県最大約30戸を無作為で選定。
- ③ その際、サンプリングの偏りがないよう、3規模に分けて按分して抽出。

統計学的な抽出の具体的な方法

- ① 各都道府県において95%の信頼度で10%の感染を摘発できる検査対象農場数(最大約30戸)



- ② 県内の全農場を飼養規模階層別に
I 100羽(ダチョウは10羽)以上1,000羽未満
II 1,000羽以上10,000羽未満
III 10,000羽以上
の3グループに分類



- ③ 各グループの戸数に応じて按分した検査対象農場数を無作為に抽出(階層別抽出)し、モニタリング。

注:選定(抽出)農場数が多いため、畜種別の按分は不要

②報告徵求の見直し

1 報告徵求の現状

現在、家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第52条に基づき都道府県が1,000羽以上の家きんを飼養する者に対して、死亡羽数、産卵率等の報告を毎月1回求めているところ。

2 報告徵求の範囲の拡大の必要性

(1) 近年、アジアにおける高病原性鳥インフルエンザの発生が拡大しており、先般は国内の野鳥での感染や韓国での流行が見られたことから、本病の早期発見・早期通報等の危機管理体制を強化するため、規模の小さい家きん飼養者も報告徵求の対象に追加する必要がある。

(2) 一方、報告徵求の対象については、次のことについて考慮する必要がある。

- ① 死亡率の変化や臨床的な異常を的確に把握するためには、一定の飼養羽数を有する必要があること
- ② 都道府県や市町村が確実に把握できる一定の飼養羽数の飼養者を対象とする必要があること

3 報告徵求の対象の拡大

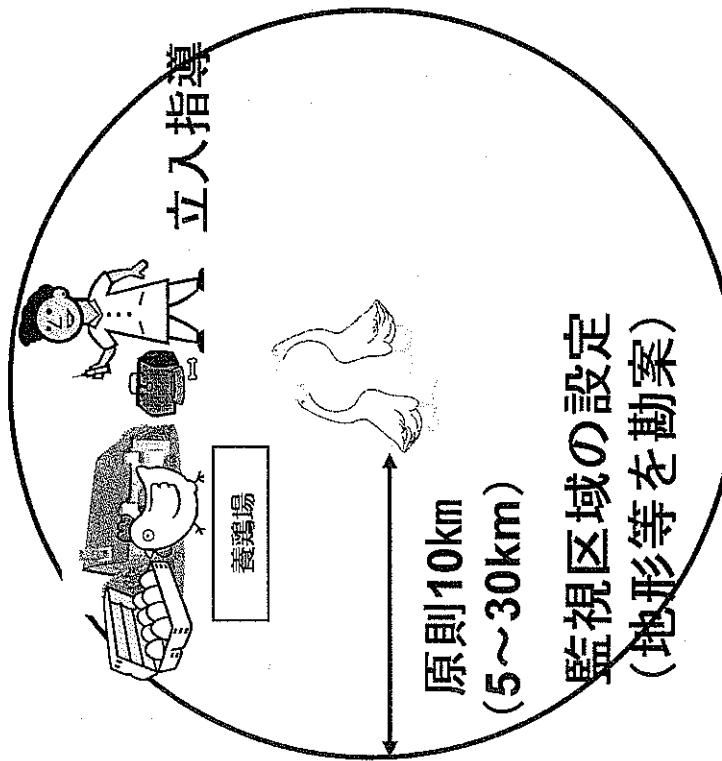
報告徵求の対象を現在の1,000羽以上から100羽以上（ダチヨウについては10羽以上）に拡大する。また、都道府県から当方への報告については、家畜保健衛生所等の業務軽減を図る観点から、通常の死亡率と異なる等の異常が確認された場合の緊急的な報告のみにする（現在は毎月1回）。

II—2
(3)

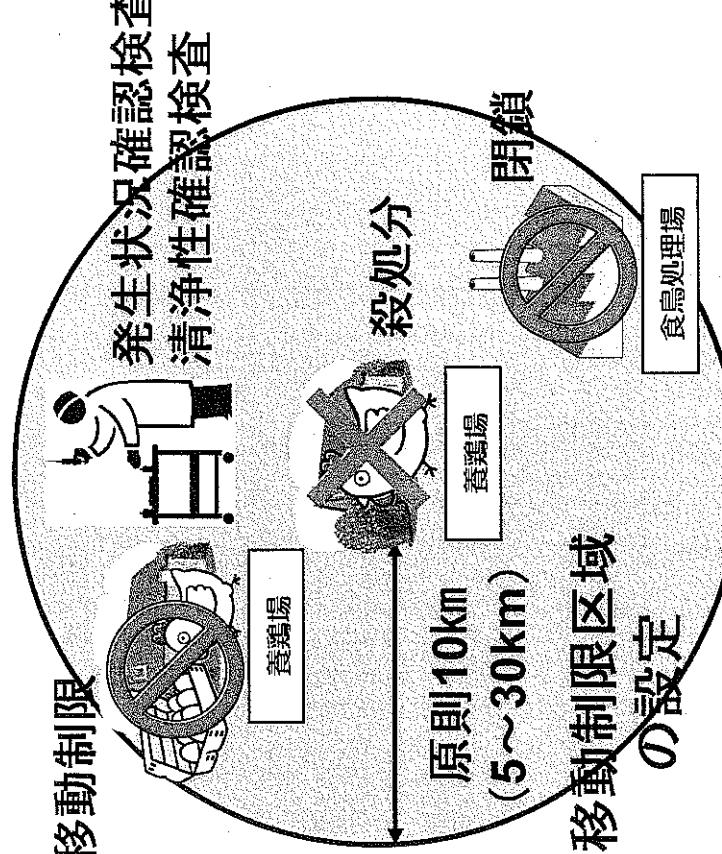
防疫措置の見直し

①野鳥等で感染が確認された場合の防疫対応

現状
〔野鳥等で感染が確認された場合
(規定されていない)〕



家きんで発生した場合
(指針で規定)



②清浄性確認検査の早期実施及び搬出制限区域の縮小

本病が発生した際、まん延防止のために周辺農場に対する移動制限等を行うが、社会的・経済的に与える影響が大きいことから、まん延のリスクを増加させることがない範囲で最小限のものにする必要がある。

このため、これまでの防疫対応、感染経路の調査等を踏まえ、以下の見直しを行い、効果的かつ効率的な移動制限措置を実施する。

1 現在の発生から移動制限解除までの流れ（指針）

患畜又は疑似患畜の確定

まん延防止措置（患畜等の隔離、移動・搬出制限等）



直ちに（移動自粛を行った場合は確定前から）発生状況検査を実施

※臨床検査、ウイルス分離、血清抗体検査

↓（陰性の場合）

移動制限区域の縮小（10km→5km）（動物衛生課と協議が必要）

搬出制限区域の設定（10km～5kmの範囲）

防疫措置の完了

↓ おおむね10日後

清浄性確認検査（発生状況検査と内容は同様）

↓（陰性の場合、防疫措置終了から21日後）

移動制限、搬出制限の解除



2 変更事項

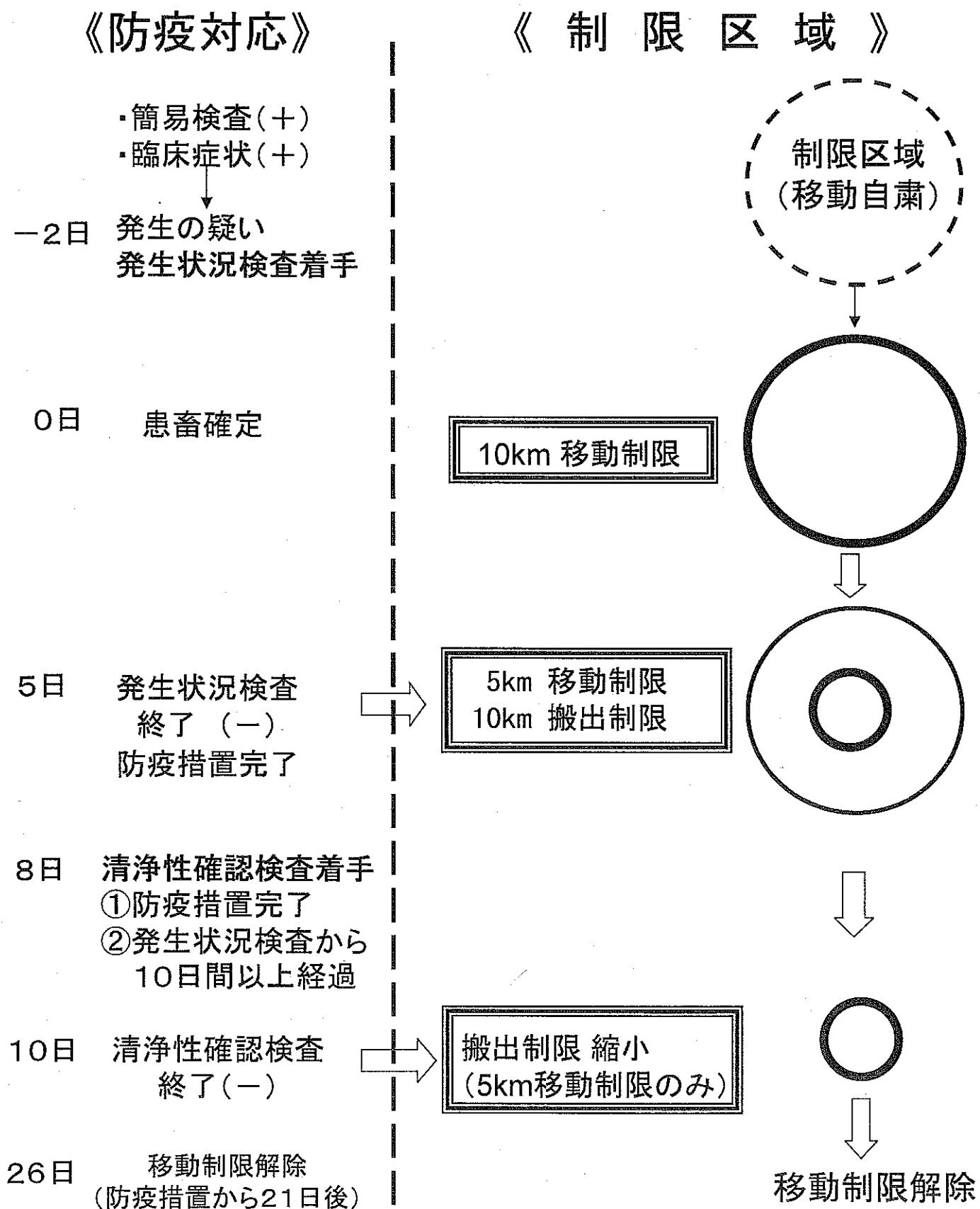
（1）清浄性確認検査の早期実施

清浄性確認検査を最終発生に係る発生状況検査終了後10日以上経過し、かつ、防疫措置の完了以降の時点で実施するものとする。

（2）搬出制限区域の縮小

清浄性確認検査で陰性が確認された場合は、動物衛生課と協議の上、半径5kmまで搬出制限区域を縮小することが出来ることとする。

制限区域の設定の考え方



③自家用家きん飼育農場で発生が確認された場合の移動制限区域の設置

本病が発生した際、まん延防止のために周辺農場に対する移動制限等を行うが、社会的・経済的に与える影響が大きいことから、まん延のリスクを増加させることがない範囲で最小限のものにする必要がある。

このため、疫学的な関連のない小規模な自家用家きん飼育場所で本病が発生した場合には、発生状況に応じたリスク管理措置を講じることができるように以下のとおり移動制限措置等の取扱いを見直し、発生状況に応じたリスク管理措置を講じる。

1 現在の移動制限措置（指針）

（1）制限区域の範囲

原則として、発生農場を中心とした半径10km以内の区域（発生状況等を考慮して、動物衛生課と協議の上、半径5～30kmの範囲まで拡大・縮小が可能）。

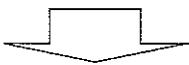
（2）制限期間

患畜等発生の確認後速やかに開始し、原則として最終発生に係る防疫措置の完了後21日以内の期間

（3）制限内容

- 家きん、卵、器材等本病の病原体を広げるおそれのある物品の移動禁止（愛玩鳥も所有者に対し移動の自粛を要請）
- 車両消毒ポイントの設置及び畜産関連車両の消毒
- 区域内の食鳥処理場等、GPセンター等の閉鎖
- 区域内の自家用と殺等の処理及びふ卵の停止又は制限
- 品評会等の開催の停止

（発生状況等に応じた例外規定も設置）



2 変更事項

疫学関連のない小規模な自家用家きん飼育者で発生が確認された場合、

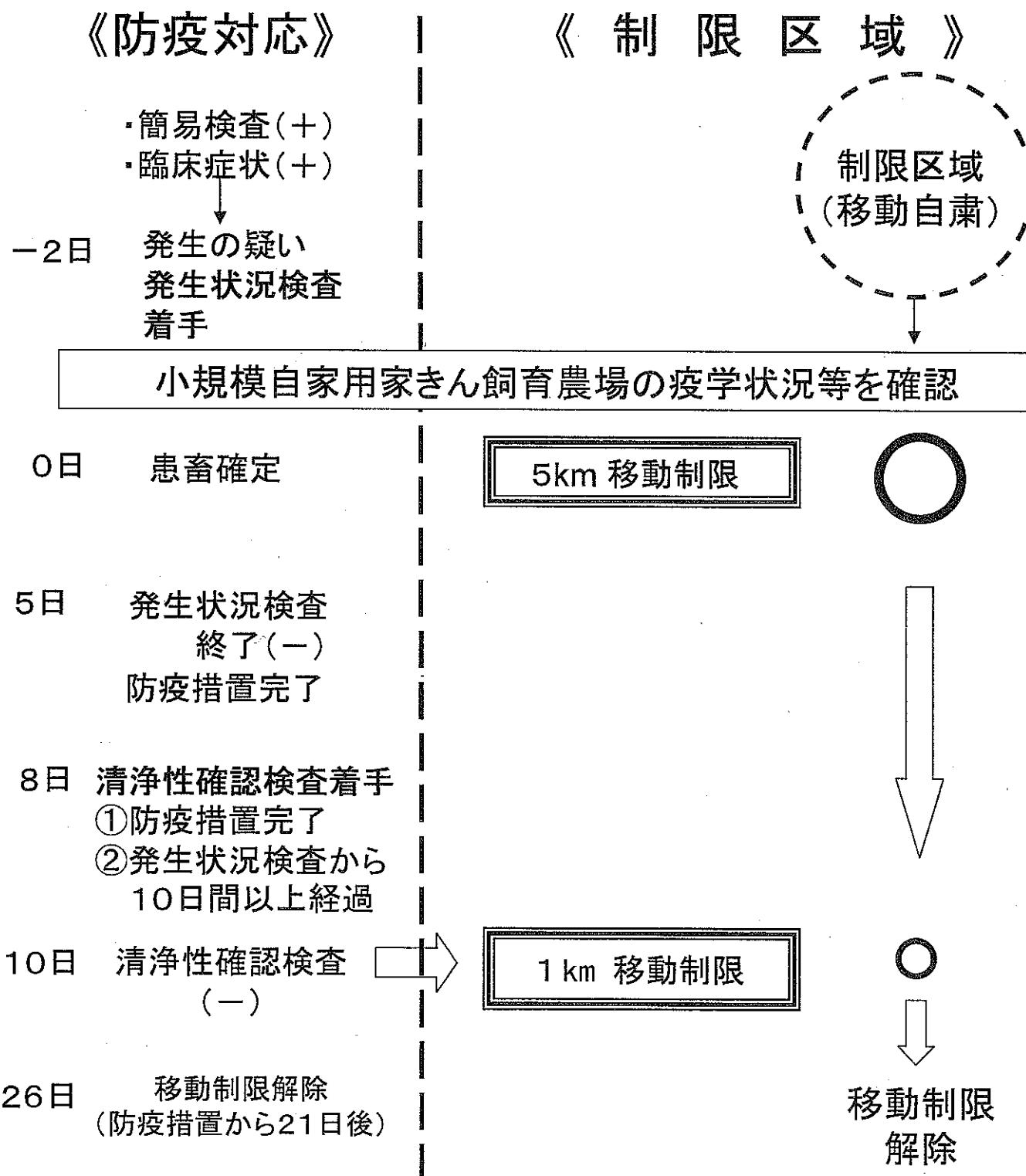
（1）制限区域の範囲

動物衛生課と協議の上で、当初より移動制限区域の設定範囲を発生農場を中心とした半径5kmとすることができます。（その場合、清浄性確認検査で陰性が確認されれば、動物衛生課と協議の上で移動制限の区域を1kmまで縮小することができます。）

※ 搬出制限区域についても、同様の区域設定が可能とする。

制限区域の設定の考え方

—疫学関連のない小規模自家用飼育農場の場合—



※疫学関連のない自家用家きん飼育農場とは

家きんの飼養場所であり、自家用に供される家きんを飼養し、他の家きん飼育者との間に、家きんや卵、人や物の移動又は車両の出入りがない等、疫学的な関連がなく、本病の病原体がまん延するおそれがないと家畜防疫員が認めたものをいう。

II — 2
(4)

防疫対策の強化

(案)

番 号
年月日

都道府県知事 あて

農林水産省消費・安全局長

高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の強化について

高病原性鳥インフルエンザの防疫対策については、高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成16年11月18日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）により実施するもののほか、「高病原性鳥インフルエンザに係る今後の監視体制について」（平成17年10月14日付け17消安第7291号農林水産省消費・安全局長通知。以下「平成17年局長通知」という。）によりモニタリングの強化及び早期通報の徹底をお願いしてきたところです。

このような中、本年4月には、韓国において高病原性鳥インフルエンザの全国的な流行があり、また、我が国においても、4月から5月には、北海道、青森県及び秋田県において野鳥から、韓国で発生したものと非常に近縁なウイルスが分離されました。このようなことを踏まえ、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会において、今後の防疫対応について検討してきたところです。同委員会においては、依然として、諸外国での本病の発生が確認されているところであります、我が国へのウイルスの侵入リスクは高い状況であるとみられることから、本病の監視体制の見直しを行い、防疫対策を強化していくことが必要とされました。

また、環境省においては、今後、野鳥のサーベイランスを強化することとしており、この円滑な実施に当たっては、関係部局間が連携し、協力していくことが重要と考えます。

つきましては、今後は、下記事項に留意の上、本病の発生予防措置の徹底及び監視体制の強化に万全を期すようお願いします。

なお、本通知の施行に伴い、平成17年局長通知を廃止しましたので、御了知願います。

記

1 飼養衛生管理の徹底等について

本病の発生予防を図るため、野鳥等の野生生物の家きん飼育施設への侵入防止、農場出入口での消毒の徹底等の防疫指針第1の1「異常家きん等の通報」に掲げる飼養衛生管理基準の遵守及び異常発見時の早期通報を徹底すること。

2 危機管理体制の再点検について

万一発生した際に、円滑な防疫措置を講じることができるよう、防疫指針第3の1「危機管理体制の構築」に沿った早期発見・早期通報等の危機管理体制の定期的な再点検を行うこと。

3 監視体制の強化について

(1) モニタリング

高病原性鳥インフルエンザが明確な臨床症状をもたらさない場合も想定し、監視体制を強化するため、防疫指針第3の3に規定するモニタリングに加え、別紙によるモニタリング（以下「強化モニタリング」という。）を行うこと。

(2) 報告徴求

家きんの所有者が家きんの異常を発見した際の家畜保健衛生所への早期通報が最も重要であり、監視体制を強化するため、原則として100羽以上の家きんの所有者に対して家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第52条に基づき、別紙による報告徴求を実施すること。

4 野鳥のサーベイランスの強化について

別添の野鳥サーベイランスへの協力依頼に基づき、地域の実情にあわせ、関係部局の連携の下、死亡野鳥の回収、検査等を円滑に実施すること。

(別紙)

監視体制の強化について

1 強化モニタリングの実施

(1) 検査対象

ア 検査対象農場

家きん農場（原則として飼養羽数100羽以上）について、95%の信頼度で10%の感染を摘発できる数の検査農場を無作為で選定。その際、①サンプリングの偏りを排除するため、県内の全農場を飼養規模別（※）にグループ分けし、②各グループの農場に番号を付し、③各グループの戸数に応じて按分した検査農場数を乱数表を用い無作為に抽出（階層別抽出）すること。

（※）飼養規模は以下のとおりグループ分けする

I 100羽以上～1,000羽未満

II 1,000羽以上～10,000羽未満

III 10,000羽以上

イ 検体数

1農場当たり10羽以上（農場内で偏りのないよう選定）

ウ 検査回数

抽出した農場について少なくとも1年に1回実施

(2) 検査週齢

基本的に6週齢以上とし、より日齢の進んだ家きん

(3) 検査方法

臨床検査及び寒天ゲル内沈降反応による血清抗体検査。ただし、血清抗体検査で陽性が疑われる場合には、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に連絡の上、直ちにウイルス分離検査を実施

(4) 結果の報告

四半期ごとのモニタリング結果を様式1により取りまとめ、翌四半期の20日までに動物衛生課あてに報告すること。

2 報告徴求の対象の拡大

(1) 報告徴求対象

家きん農場（原則として飼養羽数100羽以上）

(2) 報告徴求の内容

報告徴求は、様式2によること。また、通常の死亡率と異なる等本病の可能

性を否定できない事態が生じた場合には、直ちにその旨を報告するよう家きんの所有者へ十分周知するとともに、異常について家きんの所有者から報告があった場合には動物衛生課あてに直ちに報告すること。

(様式 1)

高病原性鳥インフルエンザモニタリング結果報告

平成 年第 四半期分
都道府県：

検査戸数	検査羽数（うち陽性羽数）
【採卵鶏】 戸 戸	羽（ 羽） 羽（ 羽）
【 】 戸 戸	羽（ 羽） 羽（ 羽）
【 】 戸 戸	羽（ 羽） 羽（ 羽）
【 】 戸 戸	羽（ 羽） 羽（ 羽）

※ 検査戸数及び検査羽数の下段には、防疫指針第3の3に規定するモニタリングに該当する検査戸数及び検査羽数を別に記載すること。

(様式2)

報告徴求命令に対する報告の内容（家きん等の所有者から家畜保健衛生所へ）

平成 年 月分

		内 容	備 考
第 ○ 週	飼養羽数	羽	
	死亡羽数	羽	
第 ○ 週	飼養羽数	羽	
	死亡羽数	羽	

- ※1 飼養羽数の備考の欄には、月又は週ごとの産卵率の低下等の健康状態についての異常及び防鳥ネットの破損等の飼養衛生管理の異常等を記載すること。
- ※2 死亡羽数の備考の欄には、通常の死亡率と比較して変動が認められるか、死亡日齢、発生鶏舎等に偏りが認められるか等についての特記事項を記載すること。